

健康保険で禁煙外来治療を受けるための要件

下の5つの要件を全て満たして、医師が必要と認めた場合、禁煙外来治療の受診に、健康保険が使えます。

1. 今すぐ禁煙したいと考えている
2. ニコチン依存症の診断テストが5点以上であること

	項 目	はい(1点)	いいえ(0点)
①	自分が吸うつもりよりも、ずっと多くのタバコを吸ってしまうことがありましたか。		
②	禁煙や本数を減らそうと試みて、できなかったことがありましたか。		
③	禁煙したり本数を減らそうとした時に、タバコが欲しくてたまらなくなることがありましたか。		
④	禁煙したり本数を減らそうとした時に、次のどれかがありましたか。 (イライラ、神経質、落ち着かない、集中しにくい、ゆううつ、頭痛、眠気、胃のおかつき、脈が遅い、手の震え、食欲または体重の増加)		
⑤	④で伺った症状を消すために、またタバコを吸い始めることがありましたか。		
⑥	重い病気にかかった時に、タバコはよくないとわかっているのに吸うことがありましたか。		
⑦	タバコのために自分に健康問題が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか。		
⑧	タバコのために自分に精神的問題(注)が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか。		
⑨	自分はタバコに依存していると感じることがありましたか。		
⑩	タバコが吸えないような仕事やつきあいを避けることが何度かありましたか。		

(注) 禁煙や本数を減らした時に出現する離脱症状(いわゆる禁断症状)ではなく、喫煙することによって神経質になったり、不安や抑うつなどの症状が出現している状態。

合計 点

3. 35歳以上の方は、ブリンクマン指数(=1日平均喫煙本数×禁煙年数)が200以上であること
4. 過去に健康保険適用の禁煙治療を受けたことのある方の場合、前回治療の初回診察日から1年経過していること
5. 禁煙治療について説明を受け、治療を受けることを文章により同意していること

■ 問い合わせ先 ■

みなかみ町役場 子育て健康課 健康推進係

電話：0278-62-2527

みなかみ町 禁煙治療助成

検索

